

人材養成および教育研究上の目的
<p>法学研究科は、法学や政治学に関する講義、演習及び論文の作成により、法律や政治についての広範な具体的問題についての分析と解決方法を提示できる人材養成を教育理念とし、研究者養成及び専門職業人の養成、再教育を目的とする。博士課程前期は、学部における一般的教養及び専門的知識の上に、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は専門的職業に必要な能力を養うことを目的とする。博士課程後期は、専攻分野における独創的な研究能力又は先端的な専門能力を養うことを目的とする。</p> <p>民刑事法専攻博士課程前期においては、私人の財産関係と家族関係を規律する民法、会社組織に係る会社法を含む企業活動の基本となる商法等に関する民事法、労働問題に関する労働法、刑罰による国家・社会の秩序維持の役割を有する刑事法などのカリキュラムを中心に講義と演習を履修して、捜査や矯正関係の公務員等や司法書士等の専門職に就くための問題解決の基礎能力を養うこと、及び特定のテーマを選択して修士論文を作成することを目的とする。博士課程後期においては、特別研究のカリキュラムを履修し、研究者の養成のため及び実務経験者等の研究のため、博士論文の作成を指導することを目的とする。</p>

三つの方針（三つのポリシー）		
学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)	教育課程の編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー)	学生の受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー)
< 博士課程前期 >		
<p>法学研究科民刑事法専攻は、民刑事法学に関する高度な専門知識の下で、民刑事法学に関する学問的分析と問題解決の基礎能力を養う。人材養成の目的および教育研究上の目的のもと、次に掲げる資質・能力を有していると認められる者に、修士（法学）の学位を授与する。</p>	<p>法学研究科民刑事法専攻は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するため、次に掲げる方針に基づき、教育課程を編成・実施する。</p>	<p>法学研究科民刑事法専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、次に掲げる意欲と能力等を備えた学生・社会人・留学生を受け入れる。</p>
<p>知識・理解</p> <p>【学修成果の目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法学あるいは政治学に関連する研究テーマについての専門知識を身につけている。(DP1) 2. 研究テーマについて具体的かつ実証的にその内容を考察することができる。(DP2) <p>【到達指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得している。(DP1) 2. 修士論文を提出して、その審査および最終試験に合格している。(DP1, 2) 3. 修士論文発表会で発表して、研究成果についての確に説明できる。(DP1, 2) 	<p>【教育課程の編成】</p> <p>民法、商法、労働法、刑事法などの法律学の研究の基礎となる能力を育成するためのカリキュラム編成を行う。専修科目と特修科目に分け、それぞれ所定の単位を取得させる。</p> <p>【教育課程の実施（教育方法・授業形態等）】</p> <p>指導教員の助言により履修科目を選択させる。講義・演習共に徹底した少人数教育を行う。指導教員の薫陶の下に修士論文作成のための準備を行う。</p> <p>全大学院生に研究ノートを作成させ、日頃の研究の進捗状況や反省などを書かせ、自らの学びを可視化させる。指導教員がこのノートを定期的にチェックし、必要な助言を行う。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>左記の到達指標に達しているかどうか、修士論文および講義での発表、質疑応答での発言などにより評価する。学生および教員相互によるルーブリック能力評価を実施する。修士論文の評価は、別に定める修士論文審査基準に基づき、これを行う。(DP1, 2)</p>	<p>【求める学生像】</p> <p>民法、商法、労働法、刑事法などの法律学への高い関心、法的または政治的判断力・思考力・表現力を持ち、知的な好奇心・積極性・研究倫理意識を有していることなどに加え、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究者志望者には、民法、商法、労働法、刑事法などの法律学の研究能力および外国語の能力を求める。 2. 専門職業人志望者には、関係専門領域の基礎知識を求める。 3. 学び直し社会人には、社会経験に基づき法的または政治学的素養および高い学び直し意欲を求める。 4. 留学生には、日本での法律学または政治学への研究意欲および一定の日本語能力を求める。
<p>技能</p> <p>【学修成果の目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 適切な研究・調査方法または論証方法を用いることができる。(DP3) 2. 文献読解と論理的思考によって論文を作成する能力を有している。(DP4) <p>【到達指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得している。(DP3, 4) 2. 修士論文を提出して、その審査および最終試験に合格している。(DP3, 4) 3. 修士論文発表会で発表して、研究成果についての確に説明できる。(DP3, 4) 	<p>【教育課程の編成】</p> <p>同上。</p> <p>【教育課程の実施（教育方法・授業形態等）】</p> <p>講義科目を担当する教員が、報告レポート作成に際して、学院の分析方法や判例の検討方法などを個別に指導し、論理的思考ができるようになる。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>左記の到達指標に達しているかどうか、修士論文および講義での発表、質疑応答での発言などにより評価する。また、大学院生には研究計画書の作成を求め、指導教員がその内容について指導する。(DP3, 4)</p>	<p>【入学者選抜の在り方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究者志望の者には、専修科目の理解度および外国語能力を計る筆記試験を行い、学習意欲を確認する面接を行う。 2. 研究者志望以外の者には、民法、商法、労働法、刑事法などの法律学の理解を確認する筆記試験および面接を行う。留学生については面接により日本語能力を判定する。
<p>態度・志向性</p> <p>【学修成果の目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法学および関連する様々な領域の基礎知識を身につけている。(DP5) 2. 研究者としての問題意識と知的探求心を持つとともに、研究倫理を身につけている。(DP6) <p>【到達指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得している。(DP5, 6) 2. 修士論文審査を提出して、その審査および最終試験に合格している。(DP5, 6) 3. 修士論文発表会で発表して、研究成果についての確に説明できる。(DP5, 6) 	<p>【教育課程の編成】</p> <p>同上。</p> <p>【教育課程の実施（教育方法・授業形態等）】</p> <p>同上。更に、修士論文の準備段階では、折々に質問や助言を行い、適切な分析・検討や論理的な主張構築ができるよう指導する。修士論文の執筆課程においては、中間報告を行い、指導教員および審査予定教員から指導を受ける。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>左記の到達指標に達しているかどうか、修士論文および講義での発表、質疑応答での発言などにより評価する。また、大学院生には、研究計画書の作成を求め、指導教員がその内容について指導する。(DP5, 6)</p>	

＜博士課程後期＞

<p>法学研究科民刑事法専攻は、民刑事法学に関する高度な専門知識の下で、民刑事法学に関する学問的分析と問題解決の基礎能力を養う。人材養成の目的および教育研究上の目的のもと、次に掲げる資質・能力を有していると認められる者に、博士（法学）の学位を授与する。</p>	<p>法学研究科民刑事法専攻は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するため、次に掲げる方針に基づき、教育課程を編成・実施する。</p>	<p>法学研究科民刑事法専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、次に掲げる意欲と能力等を備えた学生・社会人・留学生を受け入れる。</p>
<p align="center">知識・理解</p> <p>【学修成果の目標】 1. 法学あるいは政治学に関連する研究テーマについての高度な専門知識を有している。(DP1) 2. 研究テーマを通じて専門分野に新たな知見を示すことができる。(DP2)</p> <p>【到達指標】 1. 所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得している。(DP1) 2. 院生論集に論文を発表している。(DP1,2) 3. 博士論文審査中間報告会で発表して、博士論文の全体構想について簡潔に説明できる。(DP1,2) 4. 博士論文を提出して、論文審査および最終試験に合格している。(DP1,2) 5. 博士学位論文公聴会で発表して、研究成果とその学術的意義について的確に説明できる。(DP1,2) 6. 国内外の研究会で発表している。(DP1,2)</p>	<p>【教育課程の編成】 博士論文準備に向けて、民刑事法に関する特別講義および特別研究を受講させる。</p> <p>【教育課程の実施（教育方法・授業形態等）】 指導教員の監督の下に作成した研究計画に基づき、博士論文完成を目指して研究を実施させる。学生には研究ノートを作成させ、指導教員はこれを定期的にチェックして、指導を行う。</p> <p>【学修成果の評価方法】 左記の到達指標に達しているかどうか、博士論文および講義での発表、質疑応答などにより評価する。学生および教員相互によるルーブリック能力評価を行う。博士論文の評価は、別に定める博士論文審査基準に基づき、これを行う。(DP1,2)</p>	<p>【求める学生像】 民刑事法に関する高度な研究を行う者として、旺盛な知的な好奇心を有し探究心、積極性、研究倫理を持ち、学問への貢献をなし得る知識と能力を持った者。</p>
<p align="center">技能</p> <p>【学修成果の目標】 1. 研究者として独創的な研究を遂行する能力を有している。(DP3) 2. 研究成果を適切に発表する能力を有している。(DP4)</p> <p>【到達指標】 1. 院生論集に論文を発表している。(DP3,4) 2. 博士論文審査中間報告会で発表して、博士論文の全体構想について簡潔に説明できる。(DP3,4) 3. 博士論文を提出して、論文審査および最終試験に合格している。(DP3,4) 4. 博士学位論文公聴会で発表して、研究成果とその学術的意義について的確に説明できる。(DP3,4) 5. 国内外の研究会で発表している。(DP3,4)</p>	<p>【教育課程の編成】 同上。</p> <p>【教育課程の実施（教育方法・授業形態等）】 同上。更に、指導教員は、院生の研究ノートにより研究の進捗状況を常にフォローして、いつでも適切な指導が行えるようにする。</p> <p>【学修成果の評価方法】 左記の到達指標に達しているかどうか、博士論文および講義での発表、質疑応答などにより評価する。また、大学院生には、研究計画書の作成を求め、指導教員がその内容について指導する。(DP3,4)</p>	<p>【入学者選抜の在り方】 民刑事法に関する専修科目についての深い理解および外国語の高い読解能力を計る筆記試験を行い、研究活動を継続する意欲および研究目的・計画などを確認する面接を行う。</p>
<p align="center">態度・志向性</p> <p>【学修成果の目標】 研究テーマが有する学問的意義と社会性を意識しながら研究を遂行できる。(DP5)</p> <p>【到達指標】 1. 院生論集に論文を発表している。(DP5) 2. 博士論文審査中間報告会で発表して、博士論文の全体構想について簡潔に説明できる。(DP5) 3. 博士論文審査を提出して、論文審査および最終試験に合格している。(DP5) 4. 博士学位論文公聴会で発表して、研究成果とその学術的意義について的確に説明できる。(DP5) 5. 国内外の研究会で発表している。(DP5)</p>	<p>【教育課程の編成】 同上。</p> <p>【教育課程の実施（教育方法・授業形態等）】 指導教員は、博士論文完成のための個別研究指導を適宜行う。</p> <p>【学修成果の評価方法】 左記の到達指標に達しているかどうか、博士論文および講義での発表、質疑応答などにより評価する。また、大学院生には、毎年度研究計画書の作成を求め、指導教員がその内容について指導する。(DP5)</p>	